## 議案第119号

さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月7日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例

さいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号)の一部を次の ように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

## 改正後

(失業者の退職手当)

第16条 「略]

 $2 \sim 9$  「略]

- 10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のは 10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほ か、これらの規定による退職手当の支給を受ける 者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法 第24条から第28条までの規定による基本手当 の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に 従い、第1項又は第3項の退職手当を支給するこ とができる。
  - (1) [略]
  - (2) その者が次のいずれかに該当する場合
    - ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条 の2第1項各号に掲げる者に相当する者とし て規則で定める者のいずれかに該当し、かつ 市長が同項に規定する指導基準に照らして再 就職を促進するために必要な職業安定法(昭 和22年法律第141号)第4条第4項に規 定する職業指導を行うことが適当であると認 めたもの
    - イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生 労働省令で定める理由により就職が困難な者 であって、同法第24条の2第1項第2号に 掲げる者に相当する者として規則で定める者

改正前

(失業者の退職手当)

第16条 「略]

 $2 \sim 9$  「略]

- か、これらの規定による退職手当の支給を受ける 者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法 第24条から第28条までの規定による基本手当 の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に 従い、第1項又は第3項の退職手当を支給するこ とができる。
- (1) [略]

に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導 基準に照らして再就職を促進するために必要 な職業安定法第4条第4項に規定する職業指 導を行うことが適当であると認めたもの

(3) [略]

(4) 「略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)~(4) 「略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に 規定する特定地方公共団体若しくは同法第18 条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職 業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の 例により指示した同法第58条第1項に規定す る公共職業訓練等を受けるため、その住所又は 居所を変更する者 同条第2項に規定する移転 費の額に相当する金額

(6) [略]

12~17 「略]

附則

1~15 「略]

16 平成34年3月31日以前に退職した職員に 対する第16条第10項の規定の適用については、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み 替えるものとする。

<u> </u>		
読み替え る規定	読み替えられ る字句	読み替える字 句
つ尻圧	の十回	μJ
第16条	第28条まで	第28条まで
第10項		及び附則第5
		条
第16条	イ 雇用保険	イ 雇用保険
第10項	法第22条	法第22条
第2号	第2項に規	第2項に規
	定する厚生	定する厚生
	労働省令で	労働省令で
	定める理由	定める理由
	により就職	により就職
	が困難な者	が困難な者
	であって、	であって、
	同法第24	同法第24
	条の2第1	条の2第1

(2) [略]

(3) [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)~(4) 「略]

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、 又は市長が雇用保険法の規定の例により指示し た同法第58条第1項に規定する公共職業訓練 等を受けるため、その住所又は居所を変更する 者 同条第2項に規定する移転費の額に相当す る金額

(6) [略]

12~17 「略]

附則

 $1 \sim 15$  「略]

項第2号に 掲げる者に 相当する者 として規則 で定める者 に該当し、 かつ、市長 が同項に規 定する指導 基準に照ら して再就職 を促進する ために必要 な職業安定 法第4条第 4項に規定 する職業指 導を行うこ とが適当で あると認め たもの

項第2号に 掲げる者に 相当する者 として規則 で定める者 に該当し、 かつ、市長 が同項に規 定する指導 基準に照ら して再就職 を促進する ために必要 な職業安定 法第4条第 4項に規定 する職業指 導を行うこ とが適当で あると認め たもの

ウ特定退職 者であって、 雇用保険法 附則第5条 第1項に規 定する地域 内に居住し、 かつ、市長 が同法第2 4条の2第 1項に規定 する指導基 準に照らし て再就職を 促進するた めに必要な 職業安定法 第4条第4 項に規定す る職業指導 を行うこと が適当であ ると認めた もの (アに 掲げる者を 除く。)

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第11項第5号の改正及 び附則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のさいたま市職員退職手当条例(以下「新条例」という。 )第16条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第16項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、平成29年4月 1日から適用する。

## (経過措置)

- 3 新条例第16条第10項の規定は、退職した職員(さいたま市職員退職手当条例 (以下この項及び次項において「条例」という。)第2条第1項に規定する職員( 同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。次項において同じ。 )のうち、条例第16条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する 待期日数を減じた日数分の同項の規定による退職手当又は同号の規定の例により雇 用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係 る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の規定による退職手 当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後である者について適用する。
- 4 退職した職員で雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号) 第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号。以下この項 において「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団 体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業 に就いたものに対しては、新条例第16条第11項(第5号に係る部分に限り、条 例第16条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職した職員 が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適 用する。